

危険ブロック塀等生垣化助成要綱

(平成 18 年 4 月 26 日都市整備局長決裁)

(通則)

第 1 条 危険ブロック塀等生垣化助成事業補助金（以下「助成金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この助成金は、危険ブロック塀等を除却する際に生垣化するものに対し、その費用の一部を助成することにより、本市における災害時の安全確保と緑のまちづくりを促進する事を目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 本市が実施した調査により、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があると認められたブロック塀等をいう。
- (2) 生垣等 高さ 0.8m 以上の樹木により間隔 0.5m 以内で列植したもの、若しくは柵・フェンス等につる性植物を 3 本 / 1 m 以上で這わせたものをいう。
- (3) 助成事業者 危険ブロック塀等の所有者または管理者で、助成金の交付が決定し、第 3 条に規定する危険ブロック塀等の生垣化を行う者をいう。

(助成対象事業)

第 4 条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、申請時に未着工で同年度内に完成する生垣等設置工事で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本市が実施するブロック塀等除却費補助事業の施工者が、危険ブロック塀等を除却し、ブロック塀等に換えて生垣化するもの。
- (2) 本市が実施した調査により、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があると認められたブロック塀等の所有者または管理者が、危険ブロック塀等を除却し、ブロック塀等に換えて生垣化するもの。

(助成対象経費)

第 5 条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に示すものとする。

- (1) 植物材料費（樹木。つる性植物を含む。）
- (2) 支柱、柵等の設置に要する経費（竹、木材等によるもの。金属・石材によるフェンス、塀等は除く。）
- (3) 土壌改良に要する費用

(助成対象者)

第6条 この要綱に基づき、助成金の交付対象となるもの(「以下助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第1号に該当しない者について、やむを得ない事情があると認める場合は、助成対象者とする事ができる。なお、助成対象者は公募により募集する。

- (1) 過去に本要綱及び他の法令等に基づき、生垣等設置工事に対する助成金の交付を受けたことがない者。
- (2) 第4条で定める助成対象事業を行う者。
- (3) 第19条の2で定める暴力団の排除規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。

(助成金の交付)

第7条 市長は、助成事業者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付することができる。

(助成金の額)

第8条 助成金額は、助成対象工事1件につき100,000円を上限とし、設置する生垣等の長さ(単位はメートルとし、1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に6,000円を乗じた額と、生垣等設置に要する費用のうち対象となる工事費の1/2に相当する額の、いずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により計算した助成金の額が1,000円に満たない時は、これを1,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(工事内容の協議)

第9条 助成金の交付を申請しようとする者は、生垣等設置工事の実施に関する契約を締結する前に、市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を申請しようとする者は、工事に着手する前に、助成金交付申請書(様式第1号)に関係資料を添えて、市長に助成金の交付申請をしなければならない。

(助成金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付または不交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは助成金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定したときは助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において必要があるときは、助成金の交付について条件を付すことができる。

(助成金交付申請の取り下げ)

第 12 条 助成事業者は、前条の規定による助成金交付決定の通知を受けたのち、事情により生垣等設置工事を中止する場合においては、速やかに助成金交付申請取下届（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による助成金交付申請取下届の提出があったときは、市長は当該助成金の交付の決定を取り消すものとする。

（助成事業の内容の変更）

第 13 条 助成事業者は、第 11 条の規定による助成金交付決定の通知を受けたのち、事情により生垣等設置工事の内容を変更するときは、速やかに助成金交付変更申請書（様式第 6 号）により市長に申請しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

（助成事業の遂行）

第 14 条 助成事業者は、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に生垣設置工事を行わなければならない。

（実績報告及び助成金額の確定）

第 15 条 助成事業者は、工事を完了したときは、工事完了後の現場写真を添付したうえで速やかに完了実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その完了実績報告書に係る助成事業の成果が助成金の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、申請書の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第 8 号）により助成事業者に通知する。

（助成金の請求）

第 16 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに請求書（様式第 9 号）を市長に提出し、助成金交付の請求をするものとする。

（助成金の交付時期）

第 17 条 市長は前条の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第 18 条 市長は、助成事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。第 15 条の助成金額の確定通知を行った後においても同様とする。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- （2）助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- （3）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通

知書（様式第 10 号）により助成事業者に対し通知しなければならない。

（助成金の返還）

第 19 条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（様式第 11 号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（暴力団の排除）

第 19 条の 2 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 23 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、助成事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は助成事業者に対し当該申請者又は当該助成事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（調査に関する協力）

第 20 条 助成事業者は、この要綱による助成金の執行に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに応じなければならない。

（生垣等の管理）

第 21 条 助成事業者は、当該助成事業によって設置した生垣等について、自ら適切な管理に努めなければならない。

（その他）

第 22 条 助成金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

（委任）

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附則

（期間）

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は平成 18 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

施行

この要綱は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

施行

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

福岡市長 様

申請者

フリガナ

（代表者）氏名

印

性別：男・女

生年月日 明・大 年 月 日 生
昭・平

住所

電話 ()

助成金交付申請書

年度危険ブロック塀等生垣化助成事業について助成金の交付を受けたいので、危険ブロック塀等生垣化助成要綱を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

生垣等設置工事の概要

事業地	所在地	福岡市 区
	設置する生垣等の長さ	m
施工業者	施工業者等の名称	(名称)
	所在地	電話 ()
生垣等設置工事に要する額		内消費税相当額 (円)

※関係書類

1. 生垣等設置工事施工地の位置図、平面図及び現況写真
2. 設置する生垣等の植栽・構造計画図
3. 生垣等の設置に要する額を確認できる、契約書又は概算見積書（自由様式。ただし施工業者等の押印のあるもの）
4. 市税の納税義務者は、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
5. 生垣化するブロック塀等が他人の所有に係るものである場合は、所有者の承諾書（自由様式。ただし所有者の押印のあるもの）
6. （申請者が法人の場合）役員名簿（様式第2号）
7. その他必要なもの

（暴力団排除措置に関する同意事項）

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当したとき（申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した時を含む。）は、市がこの補助金を交付しないこと、又補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

役員名簿

【法人名： _____】 ※該当する性別・元号を○で囲んでください。

役職名	フリガナ 氏名	性別	生年月日			
			元号	年	月	日
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			
		男・女	明・大 昭・平			

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

住み推 第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった平成 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 2 交付決定予定額 円
- 3 交付の条件

- (1) 助成金交付申請書の申請内容に基づき、適切に生垣等設置工事を行って下さい。
- (2) 生垣等設置工事の内容を変更するときは、速やかに助成金交付変更申請書（様式第6号）により市長に申請してください。
- (3) 工事を完了したときは、工事完了後の現場写真を添付した上で、速やかに完了実績報告書（様式第7号）を市長に提出してください。

住み推 第 号
平成 年 月 日

様

福岡市長

助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業助成金について、不交付と決定しましたので通知します。

記

- 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 不交付の理由

年 月 日

福岡市長

申請者

（代表者）氏名

印

住所

電話

（ ）

助成金交付申請取下届

年 月 日付住み推 第 号の交付通知に係る事業については、下記の理由により実施しないので助成金交付申請の取下を届けます。

記

- 1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 2 交付決定額 円
- 3 取り下げの理由

福岡市長

申請者

（代表者）氏名

印

住所

電話

（ ）

助成金交付変更申請書

年 月 日付住み推 第 号の交付通知に係る事業については、下記の理由により内容を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更内容

※関係書類

1. 変更内容がわかる図書等
2. 生垣等設置工事費変更概算見積書（自由様式。ただし施工業者等の押印のあるもの）
3. その他必要なもの

年 月 日

福岡市長

助成事業者

（代表者）氏名

印

住所

電話

（ ）

完了実績報告書

年 月 日付住み推 第 号の交付通知に係る事業の完了実績について、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業

2 助成事業の実施期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3 添付書類

図書の種類	提出の有無	備考
施工内容報告書		任意様式
工事写真帳		（施工前・施工中・施工後）
領収書（写し）		

住み推 第 号
年 月 日

様

福岡市長

助成金額確定通知書

年 月 日付の完了実績報告書の調査確認の結果、平成 年 月
日付 住み推第 号の交付通知に係る事業の助成金の額を下記のとおり確定し
たので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 2 助成確定金額 確定額 円

様式第9号（第16条）

年度

--	--

支出負担行為番号

--	--	--	--	--	--	--	--

請求書

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（注：金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入して下さい。）

件名

支払方法 1：口座振替 2：現金払 3：隔地払

（支払い方法が口座振替の場合で2つ以上口座を登録している方のみ記入してください。）

金融機関名	銀行		本店
			支
預金種別	普通・当座	口座番号	

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

（あて先）福岡市（区）長

（福岡市）

住み推 第 号
年 月 日

様

福岡市長

助成金交付決定（一部）（全部）取消通知書

年 月 日付住み推 第 号の交付通知に係る事業の助成金の交付について、下記のとおり決定の一部・全部の取消を決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 2 交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消の理由

住み推 第 号
年 月 日

様

福岡市長

助成金返還命令書

年 月 日付み推緑 第 号で助成金の額の確定を通知した事業の助成金については、下記のとおり助成金の返還を命ずる。

記

- 1 助成事業の名称 年度危険ブロック塀等生垣化助成事業
- 2 返還金額 円
- 3 返還期限 平成 年 月 日まで